

東庄町告示第 58 号

東庄町公共施設 LED 化事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 14 日

東庄町長 岩田 利雄

1. 目的

近年、世界中で地球温暖化の影響が叫ばれる中、国でも温室効果ガス排出量の削減について施策を推進することが責務となっている。また、水銀に関する水俣条約の発効によって水銀灯の生産・販売等が中止となり、同製品への更新が出来なくなるなど照明設備の取替も急務となっている。

東庄町（以下「町」という。）においても、公共施設の照明設備を対象とした CO2 排出量の削減と照明設備の更新について環境負荷や維持管理に寄与する LED 化の普及を推進しているところである。

本事業は、公共施設の LED 化の更新にあたり、民間事業者の技術やノウハウを活かし早期の整備実現を図るとともに、長期間にわたって良好な保全状態で維持し、長期的な観点での整備コストの縮減と質の確保を図ることを目的とする。

本事業は、以上の目的に合致する民間事業者から一括して提案を受け、町にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、提案の募集を行うものである。

2. 事業の概要

(1) 事業名称

東庄町公共施設 LED 化事業

(2) 公共施設の種類等

東庄町役場

東庄町公民館

(3) 業務内容

①調査業務

②照明器具管理データの整備・更新

③設計・施工計画・施工・施工管理業務

④既設設備の撤去・リサイクル・廃棄処分業務

⑤維持管理業務

⑥契約終了後の設備の対応

(4) 事業期間

契約締結の翌日から令和 17 年 3 月 31 日まで

(5) 事業方式

本事業は、町が選定した民間事業者（以下「事業者」という。）が、対象施設の調査業務、設計業務、施工業務を行った後、速やかに引渡し、事業契約書に定める事業期間中（設置完了から令和 17 年 3 月 31 日まで）にわたって維持管理業務を遂行する、DBO（Design-Build-Operate）方式により実施する。

(6) 事業費限度額

金 36,962,200 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

LED 照明器具交換工事限度額

金 26,980,800 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

維持管理業務限度額

金 9,981,400 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※税制度の変更及び業務対象数と現地調査結果に大きく乖離があった場合は、町と協議を行うものとする。

3. 参加する者に必要な資格

募集要領「4. 応募条件」に示すとおりとする。

4. 必要な書類を示す場所

東庄町公式ホームページに掲載する。

5. 手続きにおいて必要とする提出書類等

(1) 参加申込時の提出書類

詳細は、募集要領「8. 提案募集の手続き」に示すとおりとする。

①提出期間

令和 7 年 4 月 28 日（月）から令和 7 年 5 月 12 日（月）まで

（開庁日の午前 9 時 00 分から正午、午後 1 時 00 分から午後 5 時 00 分）

②提出先

千葉県香取郡東庄町笹川い 4713 番地 131 東庄町総務課管財係

③提出方法

窓口による受け渡し

(2) 提案書提出時の提出書類

詳細は、募集要領「9. 提案提出書類・作成要領」に示すとおりとする。

①提出期間

令和7年5月19日（月）から令和7年5月26日（月）まで
（開庁日の午前9時00分から正午、午後1時00分から午後5時00分）

②提出先

千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 東庄町総務課管財係

③提出方法

窓口による受け渡し

6. プレゼンテーション開催予定時期及び場所

（1）日時 令和7年6月上旬

（2）場所 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 東庄町役場 会議室

7. 事業者特定方法

「東庄町公共施設LED化事業公募型プロポーザル審査基準」に示すとおりとする。

8. その他

募集要領の内容を十分に理解したうえで参加すること。

9. 問い合わせ

担当窓口：東庄町 総務課 管財係

所在地：〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131

電話：0478-86-6085

FAX：0478-86-2312

メール：so.kanzai@town.tohnosho.lg.jp